



熊本県公報

号外 第 5 1 号
平成 28 年 6 月 7 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 6 0 4 号の 2

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 8 年 6 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 6 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市赤水 8 1 0 番 8 地先から 同所 8 1 0 番 4 地先まで	59.5	

2 供用を開始する期日 平成 2 8 年 6 月 7 日